

第十三回 参議院文部委員会會議録第四十七号

(九〇一)

昭和二十七年七月八日(火曜日)午前十一時四十八分開会

委員の異動

七月四日委員青山正一君辞任につき、その補欠として小串清一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白波瀬米吉君
高田なほ子君
相馬 助治君

委員

小串 清一君
木村 守江君
黒川 武雄君
石黒 忠篤君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
棚橋 小虎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

政府委員

文部省初等中等教育局長 田中 義男君

事務局側

参事(議事部長) 佐藤 吉弘君
議案課長

法制局側

参事(第二部長) 岸田 実君

説明員

文部省初等中等教育局 内藤三郎君
庶務課長

本日の会議に付した事件

○義務教育費国庫負担法案(衆議院提出)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

義務教育費国庫負担法を議題といたします。最初に総括質問をお願いいたします。今若林先生が見えますが、今文部省から見えておりますから御質問をお願いします。

○岩間正男君 その前に、この法案の質問に入る前に、実は本委員会として、委員会の付託を受けまして、小委員会が作られて、その小委員会案というものが一応できておたわけでありまして、ね。これとの関連で今度の法案というものを、つまりこの前の小委員会の努力というものは、これは単にあのときの努力であつて、全然無駄にするということなら別ですけれども、折角委員会が何日かかかりまして一応案をまとめる、そういう努力をしているのでありますから、それと本法案をどういうふうに関連させて取扱うか、こういうことについて、これは一つ御協議頂いて、その態度を明らかにして置くことが必要じゃないか、こういうふうに思うのです。その点一つ。

○委員長(梅原眞隆君) 今岩間先生の提案がござりますが、これをどういうふうにするか、一つ御意見のあるかたから……。堀越先生あたりから一つ。○堀越儀郎君 小委員会が設けられまして、いろいろ隔意のない意見の交換も行われ、又先生側からのお話も伺つて大体の意見はまとまつたのであります。が、あれは一つの小委員会の報告として各党各派を決して拘束するものじゃない、各目の参考までに報告しようという申合せで申上げておりますので、この審議に當つて小委員会の意見のまとまつた案も御参考頂ければ結構だと思ひます。(その通り、その通り)と呼ぶ者あり。○高田なほ子君 小委員長のお話もございますけれども、私も小委員の一人として、これをただ単に机上の空文として参考までにしてというふうな形を整えるためにこういう委員会を持つたものではないというまあ確信を持つたのであります。勿論これは立法過程でいろいろな事情が出て参りましたときに、参議院の文部委員会としてかくあるべき姿をみながら持ち寄つてこに出したのであつて、立案過程においてこれはたとへ参考であるにしても、こういう線に近付けるような努力が行われるべきものであつて、衆議院文部委員会のほうではこういう小委員会をお持ちにならないでお作りになられた案でありますから、参議院のほうは衆議院とはこういう小委員会を持つていてということにおいても非常に性格が違つておるわけでありまして、どうかこれは一片の参考ということではなくして、よりよい方向に持つて行く

という考えを以て小委員会案が役に立つような方向に持つて行くべきであると思ひます。

○木村守江君 私は今この衆議院から廻つて来まして義務教育費国庫負担法というものの審議に入ります前に、岩間君から、この参議院の小委員会の案があるから、その案についてこの案とまあ折衷したような案に持つて行くべきじゃないかという御意見だと思ひますが、これは参議院の小委員会のいわゆる報告というものは、あのとき私は反対したのです。これは私は、自由党としてはその案にそのまゝ賛成ということではできないというような意向を申し上げまして反対しましたところ、これは小委員会の報告として出すのであるという御意向であつたので、私はこれを了承した次第であります。従つて今この法案が廻つて来まして、この法案を審議する際に、勿論その小委員会で決定した報告をよりよい方向に上げて行くということには差支えありませんが、私はこの法案を審議するに、そういうことを今改めて申出して、そして審議を延ばして行くというふうな恰好は思ひたくない、恰好だと思ひます。それでですから、これは岩間君にしても、高田さんにしても、小委員会でも述べられたような意向もあるのでしたら、そういう意向についていろいろ質問をしたり、意見を述べて行くのが私は順序だと思ひます。そういう小委員会の報告があるからといって、それに促されて、而

もこの法案の審議に入らないというふうな恰好は私はとるべき恰好じゃないのではないと思ひますが、これは委員長がまあ既定方針であります、今日はこの義務教育費国庫負担法というものの審議に入られんことをお願いする次第であります。

○高田なほ子君 木村さんは大変に思ひ過ぎをしていらつしやうと思ひます。私も審議を引延ばそうとするためにこういうことを出したのでは決してないのであつて、よりよい法案を我々参議院の者としては作つて行かなければならないという使命感を持つてゐるからこそ、私も……私はまあ申し上げておるのです。大体あなたは福島県教育委員長という実績を持たれておつてです、(余計なことを言わないでもいい)と呼ぶ者あり。参議院の小委員会におけるこの原則に反対だという理由が私はわからない。あなたに常々の御発言の中でも、およそここに出された小委員会の原則というものについてはお認めになるような非常に熱意のある御発言が私はあつたと思ひます。だから引延しにこういうものを出したというふうな、そういううけない考え方をお捨てになつて、我々の熱意というものを一つと善意に汲み取つて、そしてよりよい法案を何とかしてみんな積極的に作つて行こうというふうな了解をして頂きたいと思ひます。(私はそんなことを言つておるのじゃないのだよ)と呼ぶ者あり。○岩間正男君 木村君は何か誤解をさ

れておるようですが、私は審議を引延ばしをするとか、これを先にして審議に入らないとか、これは、そういうふうなことを言つておるのじやないのです。ただこの法案が出たが、先に我々の意思として、委員会の意思として、従前のどのくらいですか、一月くらいだつたでしょうか、とにかく何回か会合を持つて折角案を作つて、その案とどういふふうにかの審議に當つて調節するのとか、こういう案をどういふふうにして審議の中に織り込んで行くかというのを先に委員会として決定されるべきではないか。大体態度をきめて行くことが我々委員会の統一した矛盾のない行動として、これは当然私たちが要求していいのじやないか、こういうふうな思ひわけなんです。大体こういう形で法案を出されたわけですが、一方で衆議院で通つて来たのですが、まあ相当な開きがあるんです、当委員会の今の主張から考へても随分これは大きな開きがあるわけなんです。従つて法案はもう現実に出されたのだから、これだけの範囲内ではこれは審議しなくちやならないということでは私はないと思ふのです。従つてこの調節についてあらかじめ大体の態度というものを決定しておいて入ることが非常に私はいいのじやないか、決してこの法案の審議を引延ばすとか、拒否するとかいうことを言つておるのじやないのです。そういうことを一つ誤解のないように……。

○矢嶋三義君 只今岩間君から意見が出ておりますが、その前にちよつと私は委員長に申上げておきたいことは、この法律は重要法案でありますので、少くとも提案者がおいでにならないときは委員会を開いて頂きたい。審議を進めるときには提案者がおいでにならないければならないことは必須条件であります。次に岩間君の発言であります。確かに我々小委員会を構成しまして、相当長い間研究しまして一つの結論というものを持っております。そこで審議をするに當つてどういふふうに行つて行くかという二つの方法があると思ふのです。それは衆議院から修正議決されて参りましたのは、余りにも我々の考へておるのと懸隔がある、従つて先ずこれを一応横に置いて我々がかくあるべきと考へたそれを中心に一応考へてそうして行く方法と、それからこの衆議院から回付されて来たこれを中心にして審議を進めながら、我々がかくあるべきと結論したところの小委員会の結論というものを飽くまでもこれを尊重して織込んで行くような角度で審議を進めて行く。まあ私は大別してこの二通りあると思ふのです。私は今後審議をして行くに當つて後者で行くべきじやないかと、こう考へております。併しただ岩間君が言われるように、我々が小委員会を出した結論というものは飽くまでも尊重して行くという基本的態度に立つてこれは審議しなければならぬと思ふのです。そう申上げますのは、私はまあ第一院である衆議院を諒解するわけでありません。最近任期満了を控えておる衆議院の手党自由党を中心とするところの審議状況というものは、私はこれは一つの空白麻痺状態で異常状態であると思はる考へております。まあ人によつてこれは考へ方が違ふと思ふが、私はそう考へておる。従つて我々が長い間、小委員会はかくあるべきという結論を持

ちながら衆議院からこういうものが廻つて来たから、その現実というものを余りに高く評価し、それに促されて、その域から一歩も出ないというふうな審議を進めて行くということは、私は参議院の使命、又あり方という立場から言つても納得できないわけなんです。従つて私は先ほど申上げましたように、この小委員会の結論を尊重しながら、それを如何に織込んで行くかという立場に立つて、衆議院から回付されて参つたところのこの案を中心にして審議を進めて行く。而もその審議を進めるに當つては、提案者は必ずその席に列して審議を続ける。こういうふうにしたらどうかということが私の意見であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見ありませんか……今の矢嶋さんの御発言のあつたような、この第二の方法でこれを取上げながら、今までの小委員会の考へを織込んで処理して行つてもらう、そういうことで御異議ございませんか。

○委員長(梅原眞隆君) 是は「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) ではそういうふうになつてお願ひいたします。それからなお今の若林さんなんですがね。提案者を代表して見えるよう、そのほうへはあらかじめ実はこつちのほうから今日やることをお願いしてあるのです。ところが旅行しておられてまだ帰つておられないので、ちよつと困つておりますので、ほかのかたに代つてもらふように今お願いしております。

○矢嶋三義君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて下さい。

午前十一時二分速記中止

午前十一時二十二分速記開始

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め……それではこれで休憩いたします。午後一時に再開いたします。

午後十一時二十三分休憩

午後一時十分開会

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を再開いたします。

午前引続いて義務教育費国庫負担法案に対する総括質問をお願いいたします。

○高橋道男君 二、三お伺いしたいのでありますが、先般提案者の一人の若林議員がお見えになつてのときに、国庫負担法を充実拡大するために、その一つの方策として税制改革をしなければならぬ、又したいというふうな御意見を伺つたのでありますが、これに關して何か具体的なことを考へてなつておるならば、それをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(甲本保君) 実は私提案者の一人にはなつておりますが、これに對して専門的に研究しておる若林君がいないために、私代理で参つたので御答弁が不十分かも知れません。が、その点懸しからず御了承願ひます。只今の御質疑に對しましては、そういう世論は起きてはおりますが、まだ具体的には進んでおりませんが、御了承願ひたいと思ひます。

○高橋道男君 具体的に全然進まなければ、私はこの国庫負担法がどの程度まで進められるかということについて、も全く先の見当が付けられないように思ふのでありますが、その点提案者

のかたでなくて、或いは専門員のかたからでも、或いは文部当局のかたでも、この点についてのお考へがあるならばお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 只今お答へがございましたので、私もこれから更に突込んだお話を申上げるのもどうかと思ひますが、私も、私も、私もいろいろ承知いたしておりますところでは、事務当局間におきまして、いろいろ税制、特に地方税制につきましては、いろいろ論議が重ねられておりました、すでに一部地方税制についての改正もあつたかと思ひますが、いろいろ承知いたしておりますところでも、事務的に研究を進めておるよう、承知をいたしておりますのでございます。

○高橋道男君 具体的なものについてのことについては、先ほど申しませんが、問題を変えまして、義務教育の無償の原則というものが第一に掲げられておりますが、これは無論この法律に限らず、憲法における大原則だと思ひますが、その法律上の意義、言葉の意義、それからその範囲と、そういうものについてお示しを頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(甲本保君) これは御承知のことと、我が国の憲法上は国民の権利であり、又義務であるその義務教育費を国庫が、国が全部見るということとがもう基本的な原則であるということとは御承知の通りでございますが、そういう意味合からしまして、この無償という言葉を現わしておるものと私は思ひます。

○高橋道男君 無償を現わしておることはよく了解できるのであります。が、そのどの程度までが義務教育無償の範

困に含まれるのか、具体的に或いは授業料は要らないとか、或いは教科書の代金は要らないとか、或いは被服費も要らないとか、学校用品などの程度まで無償の範囲内に入るのか、これは只今立案されておるこの負担法案においては、その無償を憲法に定めておる無償に値する全部を含んでおるとは私は考えておりませんけれども、若し憲法の大原則に従つて行われる場合にはこの程度までが無償と考えていいのか、この法案とは少し線が違ふかも知れませんが、そういう大原則があるならば、現在とはちがくも、そういう大原則に向つて進むのが我々の態度でなければならぬと思ひますので、そういう大原則における御見解を伺いたいのです。

○政府委員(田中義男君) 義務教育の無償の原則につきましては、これは私も非常に廣く考えておるのでございまして、現実には法律にはただ授業料だけを規定してございすけれども、これに限るべき問題とは存じませんので、すでに先般教科書につきましても、その立場から一部無償で児童に配付するようになつたとして参つたのでございすし、なおこの法案によりまして、教材費について一部国がその費用を持つてゐることになつております、その内容としては、或いは図書費、視聴覚教材とか、或いは理科教具等、或いはその他広く教材についての費用の一部を国が持つてゐるというやうなことになるかと存じて、義務教育に関する費用を親としてそのために特

に負担をするやうな教育費用については、国がこれを持つてゐるのがこの大原則だと考えておるのでございす。

○高橋道男君 只今のお答えでございす、やはりこの負担法案を考へる基礎においてお答えになつたように私は思ふのであります。この法案には教材費なども含まれておる。この法案から離れての本当という言葉は妥當を欠くかも知れませんが、我々の、或いは国において理想とされておる国家負担の範囲、これは私はこの法案とは別だと思ふのであります。現段階においては、この程度しか或いはできないかも知れないが、もつと度合が進めばだんだんと拡張、拡大できるはずであります。その拡張、拡大というやうな概念も離れて、義務教育の無償ということはどこまでが無償であるか、この法案と離れた立場でお考えを伺いたいのです。

○政府委員(田中義男君) 私どもは子供を學校に出して義務教育をさせるために要する教育費の一切と考えております。

○高橋道男君 そうしますと、生活費なども含むやうな印象を受けるのでございすけれども、そういうことまでも含んで考へていいのかどうか。それもお伺ひしたい。

○政府委員(田中義男君) 私は特にそういう意味で教育費と申したのでございす、生活費までそれに含むかどうかについては、私只今はつきりこゝに申上げるだけの用意もございせんが、ただ御承知のやうに、學校における給食費につきましても、これは一部國で負担しておることは御承知の通りでございまして、私どもは成るべくこ

れを廣く解釈して、その目標に進みたいと思つておるのでございす。

○高橋道男君 まあ限界を与へることには非常に困難かと思ひますが、假にこの義務教育を受けるために児童が學校へ登校する、その時間が假に朝八時から午後四時までとするのです。その間において學校での授業一切に要する費用、物品、被服というやうなものを一切含むというやうな漠然とした考へを、私は一応持ちたいのであります。が、そういうやうなお考えでございまして、

○政府委員(田中義男君) 私どもは得ますならば、さやうな点にまで、これを拡張して参りたいと思つておるのであります。

○高橋道男君 まだ細かく伺うべき点がございす、ほかのかたの時間もお伺ひしようから、次に移ります。

○政府委員(田中義男君) この第一條に「適當な規模と内容」といふやうな言葉がありますが、これは或いは逐條審議に譲るべきならば、そういういたしますけれども、只今の全般的な問題と関連があると思ひますので、この「適當な規模と内容」といふことの包含しておるところをお示し頂きたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 私どもがかねがね考へておりましたところは、しばしば申上げておつたかと思ふのでありますけれども、義務教育において地方の児童の数を元にいたしまして一応或る基準を設けてここに理論學級を出す。而してそれに伴う基準としての先生の數も算定をする。なお児童のそれぞ

れの階級に應じて設備、殊に施設等においても教室の坪數その他を一応理論的に考へまして、そしてそれらの

線を維持しようというのが私どもの考へ方であつたのでございまして、それは私どもの考へておるところが適當なる規模であり、同時に又内容等についてはいろいろ學校教育法その他において規定した内容もございすので、それらの規模及び内容、それらについての適當な標準を守りたいというのがこの法案の狙ひだと考へております。

○高橋道男君 恐らくこれは財政面との關係もございまして、それから、それによつて今仰せられたやうな見解からいたしますれば、「適當な規模と内容」といふことが變つて来るだらうと思ふのであります。只今仰せられた理論學級或いはこれに基準を置いたやうな条件とかいふやうなものが、最初提案されて予備審査としてお廻し頂いた負担法案には細かなものが相當出ておつたのであります。が、正式に衆議院から送附されたこの法案には、そういうものが一切除かれておりますので、その点まゝこの法案だけを見た場合には、只今の仰せられたやうな「適當な規模と内容」といふことは非常に際々やうとしてしまつておると思ふのであります。最初の原案に示されておつたやうな理論學級なり、或いはその他の數字上の基準というやうなものはもう一切反古にしてこの負担法案に變つて来たのか、或いは別の方法において、或いは原則を先ず考へ、基準と申すか、そういうものは別の方法においてこれは遂行されて行くものであるか、そういう点につきまして伺いた

い。

○政府委員(田中義男君) この点については私から御説明いたしますのは如何かと存するのでございすけれども

も、私の承知いたしておることだけを申上げますならば、いろいろ原案についての批判がございまして、その重要な点として義務教育費國庫負担法を實施いたします場合に、地方の自治侵害するといふことが特に強く叫ばれておりました。従つて原案を更に修正案のやうに変えられた点につきましては、その事柄が最も大きな原因をなしたと考へられるのでございまして、一應義務教育費については地方の実情に任せる、こういうふうになつたのが修正案の第二條の第二項だと思ふのでございす。併し第一條に示されておりますやうに、その「適當な規模と内容」を保障する」といふことは、これは國の方針でもありますし、ここにはつきりと掲げまして、而して地方のそれの適當な処置に譲ると、こういうことに相成つておると考へるのでございす。

○高橋道男君 一切地方の自治に任せてというお考えは、お考えとしてはわかりまされども、やはり何らかの基準がなければ、當然地方によつては財政の規模も違ふのでありますから、まあ非常に大きいとは申せないので、相當いろいろの基準について差異がでると思ふのでございまして、この差異がでるというところは、やはり國全般の上から見た場合には大きな問題になつて来ると思ふのであります。その点原案に示された數字によつての基準というものを全然示されるやうなことがないと、そういう差異を生ずる虞れが大きくなるというのを懸念するのでありますから、全然こういう基準は示されないものであるかどうか、もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) この修正案によれば、全然全くそれでは各地方の自由になった、何らの基準はなくなつたかという御心配でございますが、併し御承知のように学校教育法等におきまして、一応の教師の数なり、或いは学級の定員その他について、大よその基準はそれでございますので、決してこの法律にその基準がないために全部野放しになるというやうなものではないと思ふので、それらの規定によるものを基準にして、な地方の実情において考えます場合に、そんな無茶なことはないと思ふのでございませう。

○高橋道男君 今までこういう負担法がなかつたのでありますが、今度こういうものがございまして、今おつしやつたやうな基準というものが一切御破算になると、御破算にしなければならぬというやうな、これは別の考えもできないわけじゃないと思ふ。そういう懸念がなければそれでいいと思ふのでありますが、今のお話でございませう、そういう別に設けられた内規的な基準というものは壊されずに保たれて行くというように解していいんですね。

○政府委員(田中義男君) 只今申しましたそれらの規定と申しますのは、これは最低のそれらの必要に基いた法的な基準でございまして、私どもが実際に運営をいたして行く場合には、決してそれにおいて十分とは考えておりませんので、更にその線を元にしてもつと充実改革せられた状態を予想して、その下に運営について円滑に當つて行きたいと考えておるものであるものでございませう。

○高橋道男君 もう一点お伺いします。この法案が成立いたしますれば、従来この平衡交付金の形を以て流されておつた地方への教育費というものは、平衡交付金とは切離して別の体系で流されるというようにはつきりと考へてよろしいと思ふのでございませうか。

○政府委員(田中義男君) この法律が実施されますならば、二分の一の国庫負担については平衡交付金より離れさせますけれども、併し残りの部分については地方の基準財政需要額を元にして平衡交付金において考慮されるということ、これは、先般のこの委員会においても地方財政委員会の事務局長がお答えしたと記憶いたしておりますので、そのように私も考えております。

○矢嶋三義君 私は質問をする前に、本法律案を審議する際には天野文部大臣は必ず列席するように委員長から要求して頂きたいと思ふ。それから提案者側におきましても、私はおいてになつておる甲木議員で不足だといふのでなくして、責任を持つて提案された最高責任者という格のかたが必ず御出席頂けるように願ひたい、こゝう言うのです。先ず甲木議員にお伺いいたしますが、衆議院で原案を修正議決されて、衆議院として印刷が文書箱に入つておりますが、これはミヌ・プリントはございませうか。

○衆議院議員(甲木保君) 只今の御質問に對しましては、私どもは手許にはございませんですが、別段ないと思ひます。

○矢嶋三義君 我々の予備審査のときに廻されました原案は、自由党の衆議院の諸君で提案されておられるわけでございますが、今度の修正案も自由党

だけで修正を議決された、こういうことになつておるのでございませうか、それとも衆議院は全会一致でこれを修正したことになつておるのでございませうか、その点を一度伺ひます。

○衆議院議員(甲木保君) 自由党の修正提案になつております。

○矢嶋三義君 従つて当初出された原案並びに我々に正式に回付されたところの修正案共に、衆議院の自由党の諸君が提案並びに修正されたということは明確になつたと思ひますが、そこで私はお伺いしますが、私の文書箱に入つておる衆議院第四十号を見ますと「災害復旧の場合には国庫がその経費の二分の一を負担することにする等……昭和二十七年七月度においては、差し当り、地方財政平衡交付金により右の趣旨の実現を図るため、教職員給与費の算定基準について特例を定める必要がある。」という文書箱に入つておるのでありますが、この修正案の中にはさういふ内容が全然ないのでございませうが、こゝういうのでたための印刷物を文書箱に入れたものでは困るのです。間違つてゐるのでしょうか。

○衆議院議員(甲木保君) 今初めて私見しましたので、成るほどこれを見るとき間違つておるのでございませう。

○矢嶋三義君 この甲木さんを責めてもいたし方ないのですけれども、少くとも法律案を提案して我々に審議を要請する場合には、印刷物をつづつて通して間違ひのないところで文書箱に入れたて頂きたいと思ひます。従つて修正案についての提案理由ですね、早速成文化して印刷にして廻して頂きたい、でない法律案を審議するに當つては

提案理由というものはこれは相当重要でございまして、これがでたらめを書いてあるのでは法律案の審議はできないと思ひますので、至急にその点お取計らい願ひたい、この点は委員長にもよろしく願ひます。今印刷のできる前一度この提案理由をお述べ願へば、私はそれに基いて質問申し上げたいと思ふのでございませう。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。

○委員(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。それでは発言者から修正の提案理由を説明して頂きます。

○衆議院議員(甲木保君) 簡単に理由を申し上げたいと思ひます。義務教育の重要性に鑑み、教職員給与費及び教材費については国がその一部を負担することとし、義務教育に要する財源を確保し、国の義務教育についての財政上の責任を明らかにする必要がある。これが即ちこの法律案を提出いたしました理由であります。

○矢嶋三義君 義務教育についての財政上の責任を国が持たなければならぬ、という立場でこの法律案が出されたという御発言でございませうが、義務教育についての国が負うべき財政上の責任とは、どういふ内容を指されておるのでございませうか。並びにその定義をお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(甲木保君) 教員の給与費並びに教材費を負担する意味でございませう。

○矢嶋三義君 具体的に政府委員の答弁をお願いいたします。

○政府委員(田中義男君) 私どもは先ほど来申し上げましたように、憲法の条

章に基きまして、義務教育に要する教育費の全額を保障するのが、これが最も完全なる状態だと思ふのでございませうが、併し国家財政その他の事情から容易にその実現は期し得ないのでございまして、当面の能う範囲において、只今申述べられたように、給与費については一部並びに教材費の一部等は具体的な問題でございませう。

○矢嶋三義君 あとからの私の質問に関連しますが、憲法に謳われておるこの義務教育の無償、この定義で、国としての財政的責任というやうなもの、その考え方、そういう点が明確になつていないところに私はこの法律案があまりいいものになる一番大きな原因があると思ひますが、そのうちに質問しているうちにわかつて来ますけれども、まあそれは一応ここで結んで、次をお伺いしますが、シャープ勧告から平衡交付金制度というものが我が国に布かれて参つたわけですが、この平衡交付金制度は今のままで、あゝいう形で今後続けられて行くの、いいとお考へていらつしやるのか、それともあの平衡交付金制度というものはこの際検討して改めなければならぬ、という、こゝういふ立場におられるのか、提案者が現在手党のかたへだけに當つておられますので、私は特にその点を先ずお伺いしたい。

○衆議院議員(甲木保君) この点については再検討をいたしたいと思ふのであります。

○矢嶋三義君 再検討というところ、う方向なんでしょうか、概略を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(甲木保君) この法案に

法の条章はすべてに優先するものと考へてゐることは、國がその無價の原則を保障することだと思つておるのでございませうが、併し他面それと伴つて地方の

自治ということもこれ又尊重すべきことでございませう、それらのことを合せ考えました場合に、私も今は只今提案をされ、又従来私どもが考えておりましたような国庫負担制度というものが適当だと考えておるのでございまして、ただ現実には教育委員会の設置基準その他についての御意見でございまして、これについては文部省としてはなお更に時を藉して研究をいたしたい。そうして結論を得たいと考えておるようなこととございまして、私も同じくは、只今その点についての意見は差控えるほうが適当だと思ひます。

〔委員長退席、理事白波米瀬吉君委員長席に着く〕

○衆議院議員（甲木保君） 財源の保障は中央で措置しなければなりません。が、実際は中央の集権化の傾向を辿るのであります。教育行政の実態においては教育の実情に即して行なう意味合いからしまして、町村の教育委員会を設け、この両者を噛み合せて立派な教育をやつて行くという意味でござい

○矢嶋三義君 この問題、ここで打ち切りたいと思つたのですが、聞くに堪えないからもう一遍伺ひたいと思つたが、ね、政府委員は義務教育無償といつても金額は適当でないと考へる、こういうことを答弁されている。そういう線から出て来たのが手控から出されたこの法案でござい。この程度の財政的な裏付けで町村に教育委員会を設けて、そこで何もかも不当な力に服することなく、全く町村民の自治で町村民の意向に基く自主的教育が中央の影響も受けずに行われる、そういうような全く星を掃で掃落するようなことを考へております

が、今の平衡交付金と云ふの地方分権、地方自治の確立と言ひながら、都道府県知事がどんな行動をとつてゐるか御存じでござい。市町村長あたりも一体どの程度の人事院ビルの支那を上つたり下りたりしてゐるかというところは御存じでござい。それは言葉の先で言われることは如何にも御尤のようだけれども、この実態を少し考へたら全く絵に描いた餅以上のようなことをちよつとここで言われるのはおかしいと思ひますが、まあ一応それはここで切つて、次に移りたいと思ひます。

お伺ひいたしますが、この修正案については政府与党が完全に意見が一致してゐるという答弁を頂いたわけですが、そうだとすれば、地方税法の改正についても相当の見通し、計画というものが政府与党としては持つておられるのでありませうし、どういふわけであらう法律案の中にすべては政令で定む、而も施行期日まで政令で定むといふやうな、こういう修正案をこしらへたのでございませうか。少くとも与党自由党の皆さん方で提出された原案には、相当具體的なものが出てゐるわけだ。

だから慎重に検討された腹案というものが無いわけでもないと思ふ。私は恐らく政府内部において意見が対立したので、こういう形になつたのだらうというふうな推測をして、その調整を今後如何にするかというのを考へておりましたところ、先ほど政府与党では完全に意見が一致してゐるというふうなことになるが、誠に意外の感なきを得ないので、どういふお考えなんですか。

○衆議院議員（甲木保君） 地方制度調査会というものが大体できる見込でございませうが、私も似たししてしまつても、この本案に對しましては全部賛成ということはいたしたかねたのでござい。ましたので、修正案は御承知のように出してゐるわけにございませう。附帯決議をいたしたようなわけにございませう。

○矢嶋三義君 附帯決議を政府与党の間で満場一致でできる程度くらいなら、まあ施行期日まで政令で定めるといふ、こういう修正案を作らなくてもできたのではないかと考へますが、これはそこあたり……

○衆議院議員（甲木保君） 昭和二十八年四月一日を目標としてこの地方税制の改正を見込んでゐる政令として出したのでございませう。

○矢嶋三義君 どうも私納得のことができるような御答弁を頂けないのでございませうが、余り長くなるといけませんので、次をお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員（甲木保君） 今度政府委員にお伺ひしたい案は通つたほうがよいと思ひます。第一点で伺ひたいのは、この修正案は通つたほうがよいと思ひます。そのか、このままでは通らんほうがい

○政府委員（田中義男君） 私どもはこの修正案でも通ることを望み、なお期待いたしておるのでございませうが、御承知のように、ともかく平衡交付金の中に於いて操作されるということに於いて誠に教育費の確保の上に実に困り切つておるのでございまして、而もこれを別に切離すという点について、各

庁間において誠に意見の対立があつて非常に困難である実情であることは御想像頂いておるのでございませう。従ひまして私も誠に不十分でありますけれども、この際ともかく多少の不自由は忍んでも、ともかくここに将来への確保の第一歩をこの平衡交付金から切離して国庫負担法を成立させる、こ

ういふことが誠に望ましいことである、現在としてはこれが我々として努力の最高のものであるといふふうなことをいろいろ考へ併せまして、この案のともかく成立することを私も切望してゐるわけにございませう。

○説明員（内藤三郎君） 只今この平衡交付金で単位費用を見る場合に、大蔵省が一応査定します基準は、御承知の通り一・五、一・八と、こういうような計算であります。今度地方財政委員会が出された平衡交付金法を見ますと、単位費用が法定されておるので

すが、法定された根拠が非常に私どもとしては不十分であります。この場合に、共済組合と恩給費をぶち込んで八百五十億程度しか考慮されてゐない。而もそれが法律で単位費用がきめられておる共済組合、恩給費を引きますと、せいふ七百七、八十億、実績は九百億に近いのであります。ですから

来年度若し予算編成が行われる場合には、今平衡交付金のままで行くと義務教育費は七百七、八十億に圧縮されるという危険を孕んでおるのであります。こういうふうな事務的な問題といひましたとしても非常に困りますので、今回提案されております法律によりまして、実績の半分を負担するといふ原則になつておりますので、地方の教育費

を圧迫しないで済むだらうということをお願いしておるのであります。

○矢嶋三義君 これは提案者にお伺ひしたいのですが、提案者は与党でございませうから、お伺ひいたすのでございませうが、先ほどこの修正案について政府与党で完全に意見が一致してゐると言われてゐる。この修正案の骨子は平衡交付金から義務教育費を二分の一だけ切離すといふところに骨子がある。それ以外には何もないのですが、完全に一致してゐると申されれば、義務教育費を平衡交付金の中の二分の一

切離すといふことに意見が一致してゐるならば、そう言われるのですから、実施期日のわからないものを通過しておくより、そういう立場で政府、与党がかりに一致してゐるならば、それを足らぬといふ、今考へざるを得なくなつておるのですが、如何なものでしょうか、そう考へてゐるのではありませんか。

○衆議院議員（甲木保君） これは教育史上画期的な意義を持つものであると私も考へておるのでございまして、そういう意味には考へておりました。○矢嶋三義君 ちよつとね、私の尋ねることと違ふ返事ですが、裏返してお伺ひいたしたじやう。義務教育費の二分の一を平衡交付金から切離す、而も平衡交付金については再検討するとい

うお考へてゐるけれども、今やつておるから、この次くらいになつたら變つて来て、今二分の一切離すといふことができんやうになるかも知れんから、いま一応のまとまつたところで、法律として政府与党の中でも平衡交付金から切離さんという事態が起つて来るかも知れないという、こういうふうなお

○衆議院議員(甲木保君) これについ

に伺いたい点は、政府委員のかたにお伺いしますが、さつき内藤課長は平衛

年頃に知事の公選と相待つて教員の待遇が著しく改正されたのですが、その

になつて来るのではないか、こんな感じがちよつとするのですが、定員定額

ら、そこで登弱なところがいつまでも低いところに固着するといふ欠陥がある。

つたのであります。今回の場合には限度を定むることができるといふことになつておりました、定員定額でやるといふ考えではございませんで、一つの平均的な準備で、それから地方の実情に即するような人員を考へて、その上でいたしますから、今度の場合には各府県の実績を考へて、そこで定員定額を布くといふことは予想されないものであります。ですから低い県を標準のところでまで上げ得るといふ効果はあるわけでありまして、非常に高い場合には、国の負担としては附き合はねとて、状態が出て来ると思ひますが、それは一面教育の機会均等という点を考へたならば、余りに片寄るよりは、大体全国平均といふものをきめたほうがいい場合もあると思ひます。ただこのきめる場合に、枠が小さいと非常に困るのでございまして、私も私としては、決議案の趣旨にも副つて、原案の枠ならば大体各府県の実績を下廻ることがないと思ひておるのであります。

○矢嶋三義君 もう一つ伺つて質問を一応切りますが、それは第二第二項の最高限度は政令で定めることができるという場合に、できる、だから嫌だ、作らんと云へば、それで押し切つて行けるものかどうか、その点と、それからそれと関連しますが、地方の実情に即した、民意に即した教育行政をやるといふのなら、更に又義務教育なるが故に国の責任において一定水準まで保たなければならぬという立場からならば、我が国の義務教育としてはこれだけの水準を是非とも保持しなければならぬ。従つて最低教育はこれだけおらないければならぬ、又給与といふものは最低この程度はなくてはならないと

いふ一定水準をきめて、これから上は幾らやつても、それはその地方公共団体の民意によつて自由にやれるといふような形がやはり民意を生かすとか、民主政治という立場から私は適当じゃないか。そうしないでこれから上へは絶対行つちやならんぞといふように最高をきめるといふことはちよつとおかしいと思ひますが、而もその最高をきめるならば遙かにずつと天文学的数字見たいなものを認めるならいいと思ひますけれども、それを非常に降し、これより上は行けないぞときめるといふことは、ちよつと私はおかしいと思ひますが、その点とさつき申し上げました「こと」ができる。「これはどこまでも文部省の力で拒否して行けるものかどうか。それだけお伺ひしておきたいと思ひます。

でございまして、それでなければこれは矛盾するのでございまして。そこでこの場合に結局予算交渉の場合には、不満であれば政令を作らないといふことは、これは法的には差支えない。そこで恐らくこれは政治的な折衝になりまして、それじやどこまで政令を作る、作らないと採んだ結果、どこまでならば政令を作るかという議論の問題になると思ひます。ですから法的には第一項で行くのが正しい。必要がある場合に第二項の規定を働かせる、そういう予防措置も国家財政上必要であるとも考へられます。それから第二の点は最高限度でございまして、これはその法文にもはつきり書かれておりますように、国庫負担金の限度でございまして、地方の負担額の限度をきめておるんではない。ですから地方が当然にこの負担を超えることは当然あり得ることだし、又そうして頂きたいと思ひます。国の負担する限界はこゝまでだと、それによつて少くとも最低教育費は保障される、それを越えることは望ましいことであり、又そうして頂きたいと思ひます。財力に余裕のある限りは向上させて頂きたい。ですから飽くまでもこれは地方の財政の頭を打つわけではなくて、国庫負担金の負担の限度をきめるだけでございまして、地方の教育を振興させることには、努めて最高限度に行つて教育委員会等にもお話をしたい、又教育委員会としてもそれ以上に殖して頂く、知事側としても国の負担以上にできるだけお骨折り頂けるといふのであります。

○矢嶋三義君 もう一つ関連して……。『定めることができる。』といふのは、そういうふうにあなは御説明になつたんでありますが、そうすると、第三第二項に「政令で定める」、附則第一項に「政令で定める」とあるが、これは例へば大蔵省と文部省とが一致してない場合に定めようといつても、向うがまあ「待て」と言われた場合に、相手から拒否権を発動されたらいつまでも定められないんじゃないですか。その定められる時期はどういうふうな持つて行くのですか、定める時期はいつ頃というお見通しを立てておるんですか、はつきりしているんですか。自分の都合の悪い「定める」は拒否して行こう、こちらが定めなければならぬものは、向うが「定める」を拒否権を発動して行けば……こんなことでやつて行くといつても縁に描いた餅に終りませんかと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) この第三第二の「政令で定める」といふのは、これは政令を規定しない限りはこの法律は動かない、併し第二第二のほうは「政令で定めることができる」なんです。ですからこれはきめなくても法律は動く。ですから施行の期日の点は、これはお話のように政令で定めなければ動きませんので、これは衆議院を通過しました附帯決議の線昭和二十八年四月一日から施行できるように私どもは努力いたして参りたいと思ひております。

す。而もその附帯決議の内容は非常に重要な内容を含んでおると思ひますので、提案者の御意向をお伺ひしておきたいと、かように思ひます。

先ず第三項の「本法案の施行期日は政令で定めることになつておるが、これを昭和二十八年年度から実施すること」と、かういふふうに、文部委員会としては昭和二十八年年度から実施すべきである、かういふお考えのようでありまして、ところが法案は、「この法律の施行期日は政令で定める」といふふうになつておるのでございまして、この点については政府と何らかお話があつて結論が出ておるのか全然政府との話合はないのか、そういう点を先ず伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(甲本保君) 本法の施行期日につきましては、まだ政府とはつきり打合はしてありません。

○衆議院議員(甲本保君) そうすると、提案者では、この法案がまあいつから実施されるものかちよつと見当がつかないのだ、かういふことになるわけではございしませんか。

○衆議院議員(甲本保君) 中央といつたしましては、二十八年の四月一日から施行するといふ目標を立てておりますが、先ほど御答弁申し上げましたこと、これにつきましては地方税制の改革といふものが見込まれておるので、かようにいたしたわけでありまして、あり、手配でもありますので、かういふ附帯決議をされる場合には大体の見通しといふものが付くのではないかと思ひます。又政府との話合も簡単にできる点もあるといふふうに考へる

○衆議院議員(内藤三郎君) これは恐らくは条文はたしか二項は但書の意味であるといふことを法制局でもお認めになつておると思ひます。ですから飽くまでも第一項で行くべきである。必要がある場合に第二項が働く規定なん

のですが、全然話をしておらないといふことでは、この附帯決議といふものが政府のほうではどれくらい重視しておるかという点については全然わからないわけでありまして、かように了解して差支えないわけですか。

○衆議院議員(甲木保君) 先ほど申し上げるように、二十八年の四月一日からやろうというだけでは政府側としても大体は了承しておるものと思ひます。

○荒木正三郎君 今の御発言は私に重要であると思ひますが、そういたしますと、政府としては大体二十八年年度の四月一日からやる、そういう考えを大体持つておる、こういうふうな了承しても差支えないわけですか、提案者からそういう言明を承えられたということとは非常に重要なことであると思ひておられます。これについての意見は差支えて置きますが、次の第二項でございますが、「老朽危険校舎の起債については、速かに地方財政法第五條を改正して原案の趣旨の実現を図ること。」これは原案にはやはり起債を許して老朽校舎の再建を行くといふふうになつておつたのでございまして、ところが修正案ではその点が削除になつておる、併しこの附帯決議には地方財政法を改正してやつて行きたいのだ、こういう趣旨でございまして、これについては政府側から、この改正をする意思を、そういう提案をする意思があるといふことを確かめられておるか、或いは議員立法でこれをやりたいといふふうにお考えになつておるか、その点を伺つて置きたいと思ひます。

場合にはまだ政府のほうには具体的な考へは持つておりません。併し議員立法といひましては、委員会といたしましては是非ともこの地方財政法の第五條を改正して義務教育の校舎の充実を図りたいと、かように思つておるわけでありまして。

○荒木正三郎君 この老朽危険校舎の復旧といふことは参議院の文部委員会でもかなり論議せられた問題でございまして、一刻も早くこの問題について善処する必要があると思ひます。恐らく皆さん同じ考えであると思ひますが、若し議員立法で地方財政法第五條を改正してやつて行きたい、こういうお考えがあるならば、あえて本法から私は削除する必要がなかつたのじやないかといふふうにお考えのわけですか。折角原案にはこういうものを起債によつて復旧を行くといふことがあつたのですが、それを削除して、又別の法律を改正してやつて行く、こういう御意向のようですが、それならば別に原案を削除する必要はない、活かして置いたほうがよかつたのじやないかといふふうには私は考えますが、そういう点の考え方はどういふふうにせられておるのですか、お伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(甲木保君) 先ほど矢嶋委員にも御答弁いたしました、本問題については我々衆議院の委員会でも非常に採みに採んだのでございまして、併し財政に關することは一応政府との了解を求めなければならぬのでございまして、政府側との点はまだ十分と懸念がでなかつたのでございまして、そういう意味合いにおきまして、まだ本當の具体的なものは立案ができ

ていないのでございまして。それで私もといひましては、万一これが実現しなかつた場合には改めて本案の立案をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木正三郎君 それは若干私は了解しにくい点があるのですが、要するに本法案において、老朽校舎の復旧については削除した、その理由は財源等について政府の了解が得られなかつた、こういうこととあります。そうすれば先ほどお話になつたように、地方財政法第五條を改正してできるだけ実現を図つて行きたい、そういうことも政府の了解が得られないのじやないかと思ひますが、本法において得られないものを他の法律において政府の了解が得られるといふふうにお考えになつておられるのでしょうか、その点は如何でしようか。

○衆議院議員(甲木保君) 今すぐいふわけではございせんが、将来私どもが本法案を立てましたその理想に向つて十分努力して行きたいと、かように思つておるわけでありまして。

○荒木正三郎君 それから附帯決議にはこの問題はないのですが、原案には戦災とか、或いはその他の災害、そういうものに対する復旧のことがあつたわけですが、今度はそれが削除されておるわけですが、施設の災害復旧の問題でございまして、これについては提案者はどういふお考えを持つておられるか、お聞きして置きたいと思ひます。

をしなければならぬと、かように存じております。でございましてからこれに対する対策といひましては別な方法を考へて処置したいと、かように思つておるわけでございます。

○荒木正三郎君 別な方法によつて処置したいといふ、その別な方法といふのはどういふ方法でございませうか。

○衆議院議員(甲木保君) 地方財政法第五條に戦災並びに災害については国が二分の一を負担するといふことがございまして、何れが伴うものでございまして、この予算を獲得するといふことが先決問題でございまして。そういう意味におきまして今後努力して行きたいと思ふのでございまして。

○荒木正三郎君 今のお話ですと、或いは戦災、或いは震災とか、風水害、そういうものによつて校舎が破損を受けて、損壊を受けたという場合に、地方財政法第五條によつて二分の一を負担する、こういうふうな決定になつておるのですか。

○説明員(内藤三郎君) この点ちやうと事務的な問題でございまして、私からお答えしたいと思ひます。地方財政法の中には、戦災及び災害につきましては国は全部又は一部を負担するといふことがはつきり規定されておるのであります。ただその負担区分につきましては昭和二十八年三月三十一日までには法律又は政令で定めなければならぬ、かような規定がございまして、この法案から外れた場合には他の法律又は政令を以てこの負担区分をきめなければならぬですからこれは昭和二十八年の三月三十一日までには何

らかの措置をしなければならぬ。大體義務教育については現在負担率がきめてございせんが、その地方財政法の趣旨を汲みましては半額程度の予算措置をしておるのであります。

○荒木正三郎君 この災害復旧の問題についてはまあたび／＼風水害も起つておりますし、又先年、去年、今年でしたか、北海道に大地震があつて、その復旧は涉々しく行つていないわけですが、それから学校施設に対する国庫補助も極めて他に比べて少額です。そういう点から非常に復旧が遅れておるが現状でないかと思ひますが、それが法律に明確にきまつていないために、こういう事態が私は起つておると思ひ、ですからこういう点につきましてもやはり相當考へて行かなければならぬと私は思ふのですが、こういう点も原案からは削除されて、修正案には全然ない、こういうこととあります。が、只今お話を伺ひますと別な法律でこれをはつきりして行きたいのだと、こういうお考えのようではございまして、この点は一つ実現のために努力をお願いしたいと思ひます。私は非常に簡単にございまして、今日は附帯決議に關係した問題で一応質問を打切つておきます。

○高田なほ子君 ちよつとお伺ひいたしますが、先輩の甲木議員に特に私として腑に落ちない点が矢嶋委員の質問を通して多々ございまして、この点を明確に知らして頂きたいと思ひます。お断りしておきますが、私は議員の生活が非常に浅いので、議員の提出法案の性格というもののについて非常に疑義を持つてゐる一人なんです。そういう疑義の上にこの修正案が

出されましたので、矢嶋委員の質問を通じていよいよ疑義を深めておられるわけですが、こういう点を御理解下さいまして、特に私の納得の行くような御答弁を頂戴したいと思うのですが、先頃自由党議員さん十六名のお名前を出されました原案と本修正案を比べてみますと、誠に非常な隔りがあるようであります。勿論議員提出の法案は与党内の統一的な理論の上に立たなければならぬというところは当然だと思ふのでありますが、前に出されましたと今度出された修正案と非常に違ふというところは、与党内の統一理論が破綻した結果ではないか、こういうふうに思ふのですが、その破綻した点の、最も与党として不意な点がどこにあったか、つまり与党としておつしやりにくいことだと思ひますけれども、今後の討議の参考として最も不意であつた点、修正案を出さなければならぬに至つたという最も重要な点を挙げて頂きたいと思ふのです。

○衆議院議員(甲木保君) お答えいたします。議員立法といつたしましては、財政面につきましては一応責任はないのであります、そういう意味からして立案はいたしました、後に至りまして政府側の予算、財政面から見まして本法の原案を施行するということは不可能になつて来たのでございまして、それで大体修正案が出ましたのですが、先ほど申し上げた通り、理想としましては原案を私も主張いたしました、が、何せ今の国の財政上からみまると、本法の原案施行ということは不可能になつて来たということを御了承願つておきたいと思ふのです。

○高田なほ子君 議員立法は財政面については直接責任がないというお話であるとするならば、財政的な負担を最も多くかけられるような附帯決議がされたということ、これは議員がたによつて附帯決議をされたのであつて、ただやたら無性に附帯決議がされるとは私には考えられないのであります。即ち財政面の措置についても附帯決議をされるに当り、この法律が成立するまでについては内々与党であられる皆さんが十分に私は御折衝されておるものと思ふのであります、その議員立法は財政面について責任がないというところはどうも私わかりません。そうだとすると、こんな附帯決議なんというものは、修正案を出しになつてこつた附帯決議を出すなというところは非常に国民を愚弄している結果になるように思ふのです。その点について御答弁を願ひたい。

○衆議院議員(甲木保君) 先ほど申し上げました財政的責任がないという意味は、まあ結論として終局的な一つの決定権を持たないということでございます。○高田なほ子君 勿論終局的な決定権はこれは大蔵大臣にあるのだらうと思ひます。結局与党内の理論の不統一からかかる若林議員も言われるごとく、卵の白味と黄味を抜いた殻のようなものだといふような非常に御不満の御意見をお持ちになつておるのでありますけれども、全く私は長い間御苦心になられた若林さんのお言葉としてむりからぬことだと思ふ。事ここに至つた大きな原因はこれは地財委、大蔵並びに政府、この三者の三巴のいわゆる意見の相違の中からこつた悲劇

が生まれて来たと思ふのですが、地財委、政府、大蔵の中で最もこつた修正案を出させるに至つた、口の悪い表現ですが、元兇、その元兇は一体どこだといふようにあなたは考えになつていらつしやるのでしようか。

○衆議院議員(甲木保君) 党内の不統一とよく聞きますが、私もそれはそう感じておりません。物事というものは古い殻から抜け出さなければならぬ、事でも私は陣痛があると思ふのです。こつた画期的な一つの道を辿るにいつては、必ずこれは党内であらうと、或いはまあ大きい意味から言いますれば国内的にも、或いは一つの歴程が出て来て初めてそこに新なるものが出て来ます。そういう意味合いからして私どもは党内といつたしましては、先ほど申し上げたように、もつと理想的なものを作り上げたいと思つておりまして、が、どうしても今の日本の財政上から見ますと困難があるので、まあ止むを得なうこつた程度で提出いたしましたような次第であります。

○高田なほ子君 誠におつしやうは御尤もでありますし、私も御了解申上げないといふわけではありませんが、成るほど画期的な一つの法律ではございまして、併し画期的な画期的だと申しまして、この第一条に示されたように、妥当な規模と内容を保障することによつて初めて画期的な法律である……。内藤さんあんまりそこで扉をやらないうで下さい。まだ私が申上げないうちから……。内藤君の意見は又あとで聞きますから」と呼ぶために、原案と申しまして、原

案の第三条は、これはその心臓部ともいふべきものであつたと思ふのであります。尤もまあ私たちが考え方から言へば非常に不満はあるにしても妥当な規模と内容を保障するための原案の第三条ですか、ごそつと抜けて、果してあなたが心からおつしやるように画期的なものだといふことは、私は非常にむづかしい考え方じやないかと思ふのです、というのは、結局この法律の実を結ばせるのは、現政府が教育に對してどういふ熱意を持つてゐるかという、その熱意に私はかかつてゐるのじやないかと思ふのです。ところが甲木さんのおつしやうは、日本の経済状態ではまあこれで以て最大であるといふふうにおつしやられておるようでありますけれども、それは立場が違ふから、それは議論になるかも知れませんが、再準備予算、警察予備隊の費用などには本當にもう惜しみなく出しておられる。それにもかかわらず妥当な規模と内容を保障するための最も心臓部分を削除して行つたのは、口で画期的にと言いつながら、それを本當に保障するための熱意があるかないかというところについてはいささか疑義を挟まざるを得ないのであります。この点についてまだ一年生の私に納得のいくように一つお話を願ひたいと思ふ。

○衆議院議員(甲木保君) お説誠に御尤もでございます。私もいたしましては、お説の通り感ずるのでございまして、どうか一つ今後は是非御協力のかたを御願ひ申上げる次第であります。(名答弁だね)と呼ぶ者あり。

○高田なほ子君 どうもいたみ入つた御答弁でございますが、おつしやるまでもなく私どもはそういう考えの下に

こつたことを申し上げておるのであります、というのは、大体私のこの法律が立案過程において地財委の考え方なといふものは甚だ私は怪しからん考え方だと思ふのであります。一部の少数官僚が実質の政府と二百八十名の議員を向うに廻して、こつた骨抜きな修正案を作らせるに至つたといふのは、やはり一つの官僚が非常な力を持つておるといふことを私は意味しておると思ふ。こつたものが第一項の間は、私はこの法案第二令で定めるといふことになるわけですが、こつたその政令で定めるといふような場合に、この悪辣な、教育なんといふことについてはいささかも良心を持たないこつた連中が政令で定めるといふことは必ず味をいれる。(言ひ過ぎだ、そんなことを言つちやいけぬ)と呼ぶ者あり。それから大蔵省の我々の熱意を十分に(あんまり生意氣を言うな)と呼ぶ者あり。御了承されることは、これは保障できないのであります。こつた大事な部分を政令で定めるといふことになると、やはり私は不安を持つのであります、その政令で定めると、そのきめるときに、ちやうどこの法律が、原案が修正案に転落したような道を通るような危険性を私は予感として持つのであります。こつたことがなければよいのです。そこで甲木さんにこつた政令で定める場合に、又こつた官僚どもの喉によつて意に反した方向に行つてしまふのではないかとこつたと言ふわけでありまして、その点の見通しを承つておきたい。

○衆議院議員(甲木保君) 私どもいたしましては、この本法が施行された

昨には十分監視して、今後とも一段の努力をしておきたいと、かように思っております。

○高田なほ子君 それでは私は各条項に互りまして伺いたいことがたくさんありますが、総括的な質問でありますから、岩間さんもお見えになつておりますから、一つあとに譲ります。

○荒木正三郎君 もう今日はこの辺で……

○委員長(梅原眞隆君) 総括質問をやつて下さい。

○堀越盛郎君 先ほど矢嶋君から質問になつた点の理由ですね、あれについて法制局の意見なりを伺つておきたいと思ふのですが。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を始めます。

それでは義務教育費国庫負担法のこの提案の理由について法制局から御意見を求めます。

○法制局参事(岸田実君) お答え申し上げます。従来議員発議の議案は一院で可決されまして、その院の提出案として他院に送附されるわけでございます。

その場合にその発議案の理由につきましてはどういう取扱ひをしておるか申しますと、大抵政府提出案と同様な扱いで慣例上つけて来ておるわけでございます。従いまして一院で発議されまして、その内容が更にその院の内部手続において、進行中に修正を見ました場合におきましても、理由は元来議案の内容ではございませんので、理由まで修正をするという手を加えないで、そのままその理由を付けてまして他

院に議員提出案としてその理由を付けて送附されて来ておるというのが従来この慣例上の取扱ひでございます。で、今回のこの問題になつておりますこの法案におきましては修正が非常に全面的でございますので、この理由と内容が異なるという点から申しまして、非常におかしなことになるわけでござい

ますが、恐らく衆議院のほうでそのまゝ理由を付けて参られましたのは、従来のそういう慣例上の取扱ひをそのまま、何と申しますか、深くお考えにならないで取扱われて来られたのではないかと申す。従いまして今回のような場合に、案の内容と理由の文言とが非常に食い違ひがあるというやうな問題がございまして、これは一つ大きな反省の機会を与えられた問題だと存じますが、従いましてこの理由の扱いについて今後どういうふうにしたらいかがという点につきましては、両院の事務局及び法制局等十分検討を加えなくてはならないというふうな考へておるわけでございまして、これを純法律的に申しますと、政府提出案におきましても議員発議案におきましても、この理由は議案の内容ではございませんので、ただ議員が審議いたします場合にその内容を簡単に把握し得るやうな便宜を与えるという意味で、法令上の根拠も明確でないのでございますが、ともかくも理由を付けて来ておるという慣例的な取扱ひになつておるもので、この理由が違法であるとかどうであるとかいう問題にはならないと思ひます。ただ内容を表わしておらないという点で非常に妥当でないという点にはございまして

思ひますが、規則違反であるとか或いは法律上違法の法律案の送附であるといふことまでは言えないというふうに考へたわけでございまして。

○矢嶋三義君 これは私は今法制局からの意見を承りました。が、杓子定規の典型的なものだと思ふ。運用を誤まつたといふことになると思ふ。これは一つの法律案が出て、それについてその理由が付いておる、字句を修正するとか、或いは何条かを削除し或いは追加する、そういうやうな場合には、法案の骨子というものは変らないのだからそれでいいでしようけれども、内容がやつたときまでそのままいい、そういう運用をしてよろしいというの私は慣例ではないと思ふ。ただ運用を誤まつたといふことだけは肯定しなければならぬと思ふ。一体議員諸公はどうかと言へば、選挙区に帰るとき、この理由を持つて帰る、法案が通過したとき、新聞記者諸君はこの理由によつて書くの成果を発表するときにはこの理由をちゃんと載せる。そういう場合に、この災害復旧の場合には国庫がその経費の二分の一を負担するとか、二十七年の給与費の算定については特定な定めをする必要があるといふことが全部雑誌に出て、法律を見たらそれが内容にもないといふことはお話にならないと思ふ。だから私はこれは運用を誤まつた典型的なものだと思ふ。だから今後どういふことを絶対してもしらばは速記に載つて通しておるんじやないかと思ふ。だから私は町のどこかの本屋にでも行つてみたら恐らくどの雑誌かにこういうものが出ておるはせんか

なあと、まあ参議院のほうが通つておらんからまだ出ておらんかもしれませんが、参議院が通ればこのまま出るにきまつておる。であるから、あなたから慣例といふことを承つたけれども、その慣例の運用を参議院のほうで誤まつたといふことが私は言えると思ふ、それを肯定しますか。(笑聲)

○法制局参事(岸田実君) 運用が誤まつたかどうかといふことはつきり言えないというお話でございますが、法制局といたしましては、法的な立場の御説明を申上げたわけでございまして、その取扱ひが適当であつたかどうかといふ点は、これはむしろ事務局の所管の問題になりますので、(笑聲) 議案を扱つておる担当の事務局の關係の部長の御意見を伺ふことになることが妥當ではないかと思ふのでございまして、ただ私の個人的意見といたしまして、今回のこの案につきましては、従来我々が先ほど御指摘がありましたように、杓子定規にこの理由という問題も考へておりました、今までこういう問題があるといふことは至極明確に自然に考へておらなかつたという点は確かでございます。その点では我々も今後事務局と一緒にしまして、議員発議法案についての理由の取扱ひをどういふふうにするかという点については、今後十分に検討して参りたいと思ふのでございまして。この点は、これも私の個人的意見でございますが、政府提出法案につきましても、例えば一院が非常に大きな修正をいたしました、それが他院に送附されて参ります場合には、法案の内容はその理由と非常には異なつた内容になつて来るという事はあり得るわけでございまして。併し、これは政府が提出いたしました

きの理由といたしましては、その理由はその内容を示すものとして正しかつたのであつて、それが一院において、先議の議院において、こういふふうに直つたといふことでありまして、その際には内容を非常に改めたからと言つて理由までその一院が修正して送付するといふ必要はないのではないかと、これは政府提出の法案と、それから議院の一院の修正というものを御覧になりましていただければ、むしろ手続の沿革的な意味におきましてはつきりわかるのでございまして、これはいいのではないかと申す。従いましては、議員発議の法律案につきましては、議員が発議いたしましたので、その院で議決するまでは、一院の内部手続でございます。そしてその院で議決されたときに、一院のハウスの提出案として他院に送附されるという關係がございまして、発議議員の作り出した理由と異なつた内容に改めた場合にはハウスの理由を、ハウスの更に提出する法案としての理由を何らかの形で修正して表わすといふことが適当なのではないかと申す。従来はともかく理由が議案でないという形で最初に議員が発議しました理由は、そのまま付けて廻つておつたという取扱ひになつて来ておりますから、これ以上のことは一つ実際にその責任の掌にある者の意見をお聞きになるというようにして頂きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一点ですが、私は結局現実的なことを申上げておるのです。この法律案が通つた場合、国会で成立しました、こう言つて選挙民に渡せない。如何なる慣例があろうとも、

私は過去のことを責めなくても、今後こういうことをやつてはいけないということが確認されなければ私は下れない。私自身が法律案をたくさん勉強するのには困るし、それから国民に対して、この法律案が通つたと言つて渡せない、そういうような印刷を国会で今後も配付されるというようなことは、私はどうしても許されなかつた。従つて議案あたり呼んで、今後こういうようなやり方をしないということさえはつきりすれば、これはこれだけで結構である、そういうふうにしてもらいたい。

○岩間正男君 今の問題、慣例上と言われるけれども、これは慣例として今までの大修正を認めるということになれば、これは悪い慣例じやないか。改めなくちやならん慣例じやないか、今のようないやうで残すと、それで政府提案の場合も、それから議院の、ハウスとしての何とか云々という、そこを改めてもいいじやないかと、あなた達の御意見でありましたけれども、現実にはとにかく原案の出されたときの要旨を付け加えて来るわけです。そうすると私たち解釈するのに二つあると思う。これは慣例が悪いから慣例は改めなくちやならんというのを指してあるじやないか。若しそうでなくて慣例はどこまでもこれは正しいと言へば、そうすると修正というものは範囲が限定されて来るわけですね。この提案理由から逸脱したもの修正でなくて、これは原案差戻しとか再提出するとか、そういう形をとらなければならぬということになる。どちらかなんです。そうでしよう。そうでなければ美態に合わないと思う。そ

こで我々から見ると、修正というのは大幅に起り得るのだし、そうして現実的にはそういうことはしばしばあり得る。そうすればそういうものに對して大幅に修正がなかつた時代の慣例というものをよく生かす、そういう慣例が現実には合わないならば、そういうものをいつまでも固執するのはいけないと思うのですが、どうですか。

○法制局参事(岸田実君) 先ほど申しましたようにいわゆる提案理由というのは、最初に提出いたしましたときの理由なのでございまして、その後いろいろ修正があつて、法律案の内容というものは動きながら最後に決定になるわけでありまして、そこで一部の意見といたしましては、法律上議案に提案理由の印刷を付さなくちやならんというふうな法律上根拠はないから、議案についてはこういう理由を付けないでいいじやないか。むしろ提案理由を説明なり何なりではつきりしたらいいいじやないかという意見もあるくらいなのであります。結局そういうことで初めて出したときの理由はこういうものであつて、それから一院が修正し又他院が修正するということになつて法律案が變つて来ると……變つて参りました法律案が成立いたしましたときには、この理由というものは、この審議過程における内部の便宜のためにできていたのでございまして、これを外部にこの法律案の理由はこれであるとして発表すべきものではないのでございまして、結局官報に載ります場合には勿論本案の法律案だけが官報に載るのであつて、この理由が附いて廻るわけではないのです。で、その点は、同じように印刷に付してありますから非常にこの

理由というのが重要なふうに見えますけれども、議案の内容でないという考へ方で付けたわけでありまして、従来、少くとも事務当局の取扱いはそういうふうな考へてやつて来ているわけでありまして。

○岩間正男君 そう言われるけれども、審議要録が出ています。理由がね。第十何回国会審議要録というものが出ています。それを我々は見ているのです。やつぱり公式のあれを持つのでしよう。そんならあんなものを出す必要はない。

○法制局参事(岸田実君) 私どものほうで作つております審議要録は、提案理由を出してあります。従いましてこの理由を出してあります。提案理由より取上げてあります。結局會議録によりまして提案理由の説明がございまして、その内容を附してあるわけがございまして、この法案に附してある、この理由を附しておるというわけではないわけでありまして。

○岩間正男君 これはいづれにしろ併し現実には合つていくことが一番いいので、過去の慣例がどうかだと言つてそれにこだわつてゐるのは……、そうしなければいけません。我々は尻尾を落したのかからないが、そういうことになるので、尻尾を落してしまつたほうがいいのじやないかと思ふのだがね。

○矢嶋三義君 これは義務教育の振興を図るためにということになつておればいいですよ。それならいいですよ。それから修正が一部修正で、その修正された部分と修正部分を除く原案について我々が審議するのならいいですよ。ところが予備審査で来たのがお払い箱で、それが衆議院の院議として出

て来る。それで予備審査で貰つたやつは反故になつておる。それだけを審議するということになつて、そこへ持つて来てこういう勿体ないことが書いてあつてはおかしいですよ。

○木村守江君 ちよつとお伺いします。が、今までの話を聞いていますと、結局政府提案の法案については、これは政府が提出して一議院においてそれが修正されたというところで、政府の意思はやつぱりその法案について修正されておるものもある。それで差支えないのだと、ところが議員提出のものは議員が出して議員が書いたのだから、それだから議員が書いたのだから、それで議員提出の法案についてはこの理由を變更するべきではないかというふうな疑い、まあ疑問を持つんだというのが法制局の御意見なんですか。私はそういうふうな解釈するのです。これは再提出とそれから別な法案を出したということと結局同じこと

で、政府のやつたやつたならばこれは飽くまでも政府の初めからの肚で、一院がどういうふうなきめようが初めからの提案理由で結構なはずですね。だからそこにはちよつとも疑義がない。たま／＼これが議員提出だつたから、内容が變つてゐるぞ、けしからんという恰好になるわけですね。

○委員長(梅原眞隆君) これは私はちよつと申し上げておきますが、今のあなたの発言の中に私は言うことがあつたのです。今までこれは慣例上という取扱いをして来られたということを私は認めます。そういう意味において私は慣例的にこれをお取扱いになつ

たと、一方では拘子定規であるという批評も出ます。そういう点においてはいいが、ところがあなたが発言中に、今反省すべき事件が起つて来てる。それだから今後関係者が寄つて考へてみようというお話があつたが、私はそれは非常な発言であると思ふ。これは私の希望としましては、ここで事務のかたも見えましたが、これは事務の人が渡したのですが、今あなたのおつしやつた中にこれは反省すべき事件が起つて来た。今までの慣例の例は私に聞かれないと思ふ。そこで今後こういう問題が起つたときには、新しい慣例が打建てらるべき、新しい運営の方法が出るべきだと思ふ。それであなたがその辺は氣付かれたであらうが、これは反省すべき事件が出た。で、これを今後反省をしようという意見が出ましたが、私としましては、今後こういうふうなこの事件を取扱つてもらいたいと思つておる。今実は事務のかたが見えましたがこれについての一編お話をしてもいいと思ふ。

○参事(佐藤吉弘君) 只今岸田部長から申上げたことで大体尽きておるわけでありまして、それから只今木村さんのおつしやつておりました内容で正しいわけでありまして、ただ今までの慣例上この理由がそのまま付いて来たのは、こういうふうな全面的に全然變つた案のように修正されてしまつた例がなかつたもので、従来の取扱ひとしてはそれで支障はなかつたわけでありまして、今度一つには司令部の関係もなくつた関係もありまして、先般、たしか昭和二十六年以前の恩給の云々という法案とか、今回のこの義務教育費国庫負担法の関係は全然案が全部修正に

た、一方では拘子定規であるという批評も出ます。そういう点においてはいいが、ところがあなたが発言中に、今反省すべき事件が起つて来てる。それだから今後関係者が寄つて考へてみようというお話があつたが、私はそれは非常な発言であると思ふ。これは私の希望としましては、ここで事務のかたも見えましたが、これは事務の人が渡したのですが、今あなたのおつしやつた中にこれは反省すべき事件が起つて来た。今までの慣例の例は私に聞かれないと思ふ。そこで今後こういう問題が起つたときには、新しい慣例が打建てらるべき、新しい運営の方法が出るべきだと思ふ。それであなたがその辺は氣付かれたであらうが、これは反省すべき事件が出た。で、これを今後反省をしようという意見が出ましたが、私としましては、今後こういうふうなこの事件を取扱つてもらいたいと思つておる。今実は事務のかたが見えましたがこれについての一編お話をしてもいいと思ふ。

○参事(佐藤吉弘君) 只今岸田部長から申上げたことで大体尽きておるわけでありまして、それから只今木村さんのおつしやつておりました内容で正しいわけでありまして、ただ今までの慣例上この理由がそのまま付いて来たのは、こういうふうな全面的に全然變つた案のように修正されてしまつた例がなかつたもので、従来の取扱ひとしてはそれで支障はなかつたわけでありまして、今度一つには司令部の関係もなくつた関係もありまして、先般、たしか昭和二十六年以前の恩給の云々という法案とか、今回のこの義務教育費国庫負担法の関係は全然案が全部修正に

た、一方では拘子定規であるという批評も出ます。そういう点においてはいいが、ところがあなたが発言中に、今反省すべき事件が起つて来てる。それだから今後関係者が寄つて考へてみようというお話があつたが、私はそれは非常な発言であると思ふ。これは私の希望としましては、ここで事務のかたも見えましたが、これは事務の人が渡したのですが、今あなたのおつしやつた中にこれは反省すべき事件が起つて来た。今までの慣例の例は私に聞かれないと思ふ。そこで今後こういう問題が起つたときには、新しい慣例が打建てらるべき、新しい運営の方法が出るべきだと思ふ。それであなたがその辺は氣付かれたであらうが、これは反省すべき事件が出た。で、これを今後反省をしようという意見が出ましたが、私としましては、今後こういうふうなこの事件を取扱つてもらいたいと思つておる。今実は事務のかたが見えましたがこれについての一編お話をしてもいいと思ふ。

なつてしまつたような關係から、そのまま理由を付けては非常におかしな結果になつてしまつたので、こういう例から改めてこの理由をどういうふうに付けるかという事は、只今岸田部長からも御説明のように検討すべき段階になつたのではないかと思います。ただ理由は、これは元來が初めは発議者の意思として発議する時に付けるものでありまして、それ以後にこつちへ、衆議院から参議院へ提出して参ります時には、別段衆議院として議決の対象或いは審査の対象にもならないわけでありまして、従つてその理由については衆議院それ自体として手を着ける手続が現在のところありませんので、こういう結果になるわけでありまして。將來は、或いはその理由についても衆議院の意思としてそれを変えとか或いは理由をまあ全然付けないか、何かの方法を考究しなければならぬと考へております。

○矢嶋三義君 研究結果を一つ知らしてもらひましょう。

○委員長(梅原眞隆君) そうすれば御相談しまして、その結果を連絡をとつて御報告申し上げます。

○参事(佐藤吉弘君) なお念のために申し上げますが、今回法律案についての措置につきましては、従來の慣例によつたこととございますので、このままお許しを頂ければ御了承を頂きたいと考えております。將來の問題として別途考慮したいと考へます。

○矢嶋三義君 これは是非とも検討した結果を印刷になりしてもらひたい、というのは私が申上げたように、国民は法律案が通つたらどういふ法律かという事を非常に待つておるわけでは

見る場合は、あなたがたどういふ御意思で理由を付けられたか、付けた伝統を持たれたか知りませんが、とにかく理由を一番見るわけです。それから議員にしてみれば選挙民に対して今度はこういう法律案が通りました、と言つてお見せするわけですね。従つてこの理由というのはやはり内容にびつたりするものでなければ国民に対して申訳ないと僕は思うのです。従つて先ほどの質問に対して提案者がちゃんと訂正して修正になつたことを印刷物にしてお配りするという事は、速記にも載つておるのですから、是非そうしてもらひたいと思ひます。

○参事(佐藤吉弘君) それでは今回の場合はさつきお読みになつたものについて、即ちこういうふうな修正になる前の法案の理由についてもこの二分の一負担というやうなことを明記する要はないわけでありまして、初めからこの理由が、さつき読まれた通りの理由であつたという旨の正誤にされればそれで従來の慣例を破らないで済むと思ひますから、そういうように措置したいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) それでは今日はこれで散会をいたします。
午後三時四十一分散会

昭和二十七年九月三日印刷

昭和二十七年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局